

政令月収の算出方法

(1) 世帯全員の総所得金額の算出

所得がある人全員分の総所得を合算します。

総所得の確認方法

○給与収入のみの方

令和8年度市民税・県民税所得課税証明書

令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書

令和8年度市民税・県民税（税額決定・納税通知書）

いずれかの **総所得金額**

○複数の収入がある方

令和8年度市民税・県民税所得課税証明書の **総所得金額**

(2) 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	給与所得又は公的年金等の雑所得がある人	100,000 円× 人 ※所得が10万円以下 の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000 円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者および扶養親族で70歳以上の方	100,000 円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある寡婦※の場合 ※夫と離婚または死別等後婚姻せず、 扶養親族を有する（死別等を除く。） 総所得金額が500万円以下の者	270,000 円× 人 ※所得が27万円以下 の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得があるひとり親※の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする 総所得金額が48万円以下の子を有する 総所得が500万円以下の者	350,000 円× 人 ※所得が35万円以下 の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	270,000 円× 人	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族 の中に障がい者がいる場合	400,000 円× 人	円
合計（1から8までの控除額の合計）			世帯の控除額合計 円

(3) 政令月収の算出

「世帯全員の総所得金額」から「世帯の控除額」を差し引き、12で割った額が政令月収となります。

計算式

$$\text{政 令 月 収} = (\text{「世帯全員の総所得金額」} - \text{「世帯の控除額」}) \div 12$$

$$\boxed{\text{円}} = (\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}}) \div 12$$

【計算例】

家族構成 本人 総所得金額（給与所得） 100 万円
こども（4 歳、2 歳）

（1）世帯全員の総所得金額の算出 100 万円

（2）世帯の控除額の算出

10 万円（給与所得等控除）× 1（本人）
+ 38 万円（同居及び扶養控除）× 2 人（こども）
+ 35 万円（ひとり親控除）× 1（本人）
⇒ 計 121 万円

【障害者控除について】

普通障害者控除（27 万円）：身体 3～6 級、精神 2, 3 級、療育 B の入居者又は同居者
特別障害者控除（40 万円）：身体 1, 2 級、精神 1 級、療育 A の入居者又は同居者

（3）政令月収の算出

政令月収 = 「世帯全員の総所得金額」－「世帯の控除額」÷ 12
= (1,000,000 円 － 1,210,000 円) ÷ 12
= 0 円

※ 「(「世帯全員の総所得金額」－「世帯の控除額」) < 0」の場合は、政令月収は 0 円